

意見書

平成20年 6月20日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号 030-0812

住 所 あおもりしつみまち
青森市堤町1-7-19

氏 名 かかしきがいしゃ
株式会社エフエム青森

代表取締役社長 ふじもと 藤本 きよあき 清栄

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に
関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙 1

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
5	14～16	第1章 検討の基本的視点 2 基本的考え方 (1) 基本的考え方 ⑤	⑤については賛同する。規制緩和により、事業の発展、継続性に配慮した制度を望む。規制により事業者が撤退するようでは聴取者の多様なニーズを満たすことができない。
14	表	第2章 実現する放送 地方ブロック向けデジタル放送	制度化の理念については、現行の FM 放送の実績、ノウハウを活用すべきである。 FM 放送が今まで取り組んできた FM 多重放送、FM ケイタイで取り組んできたデータ放送のノウハウが活用されるような制度を望む。
16 17	25～ 2	第3章 周波数の割り当て 1 サービスエリアにおける世帯カバー率	いまや移動体受信機による聴取が重要になっているので、カバー率の評価にしていきたい。
21	11～14	第3章 周波数の割り当て 2 割り当て周波数の検討 (3) V-Low、V-HIGH の割り当ての考え方	V-Low を使用する事業者のビジネスチャンスに配慮したものにして欲しい。
23	10～16	第3章 周波数の割り当て 3 新たな周波数割当方法の検討 (2)「地方ブロック向け放送」の扱い	事業の採算性を考えると、ブロックの区分は全国連携可能な事業者の申請を可とした制度を望む。
30	9～21	第4章 制度のあり方 2 参入規律 (1) 参入の枠組み (いわゆるハードとソフト)	参入における多様性を考えればハードとソフトの分離の考えは賛成であるが強制分離ではないことを希望する。
30 31	25～ 1	第4章 制度のあり方 2 参入規律 (1) 参入の枠組み (いわゆるハードとソフト) エ NHK のノウハウ等の活用	NHK の参入は民間事業の圧迫が懸念されるので、NHK 所有の設備を安価で提供することを義務とするなど民間事業に配慮して欲しい。
34	5～10	第4章 制度のあり方 3 事業規律 (1) 番組関係 イ サイマル放送の扱い	現行のアナログ音声放送は今まで聴取者に対して、ニーズにかなった優れたコンテンツがあり、比較審査の中で評価を与えていただきたい。

別紙 2

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
37	14~35	第4章 制度のあり方 3 事業規律 (2) 番組関係以外 ウ ソフト事業者とハード事業者の間の規律	「ブロック向け放送」に関して、ハード事業者が全国のブロックのソフト事業者が参入できるような参入の仕方にしてもらいたい。